

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成23年9月29日付けで「With You さいたま情報ライブラリーにおけるレファレンス業務について ②レファレンス対応の手順を定めたもの（個人情報の取扱い、関係文書の保存期間、個別フォルダーの修正に係るものを含む）」を作成していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成23年8月1日付けで埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「With You さいたま情報ライブラリーにおけるレファレンス業務について ①2010年6月に見直したときに取得・作成したものすべて ②レファレンス対応の手順を定めたもの（個人情報の取扱い、関係文書の保存期間、個別フォルダーの修正に係るものを含む）」の開示請求を行った。
- (2) これに対し実施機関は、平成23年9月29日付けで、「With You さいたま情報ライブラリーにおけるレファレンス業務について ②レファレンス対応の手順を定めたもの（個人情報の取扱い、関係文書の保存期間、個別フォルダーの修正に係るものを含む）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、「当該公文書を作成・保有していないため。」との理由により不開示（不存在）の決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。  
なお、上記①については情報ライブラリー質問用紙を開示した。
- (3) 申立人は、平成23年10月11日付けで、実施機関に対し、本件処分の変更を求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年12月2日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、併せて開示決定等理由説明書の提出を受けた。

- (5) 当審査会は、申立人から、平成23年12月19日に意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成23年12月19日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成24年1月23日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (8) 当審査会は、平成24年2月27日に申立人の口頭意見陳述を聴取した。

### 3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件不開示決定処分の変更を求める。
- (2) 不存在の真否及び当否を争う。本来、当然に作成されているものと考えられる。
- (3) 理由付記義務懈怠の瑕疵がある。レファレンス業務の内容の定義がされておらず、また対応マニュアルを必要としない理由も書かれていない。レファレンス業務の内容の定義がされていないので、説明を尽くしたことにはならず、不開示の理由が説明されていないので、これ以上反論できない。
- (4) 諮問第226号で対象となっている個人情報保護審査会へ提出された補充理由書について、同理由書には「レファレンス業務に係る質問用紙の取扱いについて内容のみをデータベース化し、永年保存とした上で、用紙自体は廃棄している」と書かれているが、補充理由説明書が作成された後に、本件開示請求を行っているので、補充理由説明書も本件開示請求の対象文書として特定されるべきである。
- (5) 保存年限については、きわめて短期間保存する文書も含めてすべての公文書が搭載されるというのが、ファイル基準表の基本的な考え方である。保存年限が示されているということはファイル基準表に定められている以外にない。本請求の趣旨として、「対応手順を定めたもの」には、質問用紙そのものも含んでおり、実施機関が、その質問用紙を永年保存であると言っているのだから、それに該当する個別フォルダーがあるはずであり、その個別フォルダーが載っている当該ページも本件請求に含まれるはずである。

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求の内容について

With You さいたまは、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施することを

目的として設置された県の施設であり、情報ライブラリーにおいて男女共同参画社会実現への関心を高めるための情報提供を行っている。

With You さいたま情報ライブラリーにおけるレファレンス業務は、依頼者の情報・収集資料のサポートをするものである。

開示請求者は、レファレンス業務について、レファレンス対応の手順を定めたもの（個人情報の取扱い、関係文書の保存期間、個別フォルダーの修正に係るものを含む）の開示請求を行ったものである。

## （２） 本件処分の理由について

レファレンス業務は、情報ライブラリー利用者へのサービス提供の一部として実施しており、対応マニュアルを必要とせず、開示請求に係る公文書は作成していない。

不服申立人は、当然に作成されているものであり、不存在の真否を争う旨主張しているが、本件請求に係る対象文書は、作成・保有しておらず不存在である。

## 5 審査会の判断

### （１） 本件処分について

本件処分は、「With You さいたま情報ライブラリーにおけるレファレンス業務について ②レファレンス対応の手順を定めたもの（個人情報の取扱い、関係文書の保存期間、個別フォルダーの修正に係るものを含む）」についての申立人の開示請求に対して実施機関が行った、「公文書を作成・保有していない」ことを理由とする、公文書不開示の決定である。これに対し、申立人が、レファレンス対応の手順を定めた公文書は本来当然に作成されるものと考えられるものであり、不存在の真否を争うとして、本件処分の変更を求め本件異議を申し立てており、当審査会としても、本件開示請求に係る公文書の作成の根拠を含めて、その存否について以下検討することとする。

### （２） With You さいたまの情報ライブラリーとレファレンス業務

With You さいたま情報ライブラリー（以下、「情報ライブラリー」という。）及びその業務について、実施機関からの聴き取り、及び一般に提供されているパンフレット等から次のことが認められる。

With You さいたまは、正式名称を埼玉県男女共同参画推進センターといい、埼

玉県女性センター（仮称）基本構想及び埼玉県女性センター（仮称）基本計画がもとになり、男女共同参画社会づくりのための総合的な拠点施設として、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、県民や市町村の男女共同参画の取組みを支援すること等を目的として設置された県の施設である（埼玉県男女共同参画推進センター条例第1条）。

With You さいたまでは、情報収集・提供事業、相談事業、学習・研修事業等、様々な事業を実施しており（同条例第2条）、このうちの情報収集・提供事業を行うために、情報ライブラリーが開設されている。情報ライブラリーは、「情報ライブラリー利用基準」によれば、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画についての認識を深めるとともに、センターの利用を促進するための“入り口機能”をもつ施設であるとされ、利用者に対して、男女共同参画社会の実現への関心を高めるための情報・サービス提供を行い、センターの各事業との連携を図り、実施事業をサポートする情報提供を行う施設と位置づけられている。そして、具体的には、図書資料の貸出及び館内での閲覧、情報提供システムの利用、AV視聴ブースの利用などのサービスを提供している。

情報ライブラリーでは、情報ライブラリー利用者へのサービス提供の一部として、利用者への情報・収集資料のサポートを行い、文献や参考図書についての問い合わせに応じたり、検索に協力したりするレファレンス業務を実施している。

レファレンスとは、一般的には、図書館が行なう利用者サービスの一つで、必要とする文献や参考図書についての問い合わせに応じたり、これらを使って、利用者の調べものや資料探しに協力したりするものと理解されており、情報ライブラリーは、図書館法上の図書館ではないものの、これに準じて、これら一連の業務を、「レファレンス」として実施している。

情報ライブラリーの運営については、センターの管理担当グループが担当となっており、管理担当グループの2名の非常勤の男女共同参画専門員が直接の担当で、主たる担当者1名は、司書資格を有している。情報ライブラリーは、図書館法上の図書館ではなく、法令上、司書等の専門的職員の設置等が義務づけられているものではないものの、上記の情報ライブラリーの設置趣旨から、当初より、司書資格を有する職員を配置し、レファレンス業務を行っている。

(3) 本件開示請求に係る公文書（レファレンス業務マニュアル）の存否について

申立人が開示を求めているのは、「With You さいたま情報ライブラリーにおけるレファレンス業務について ②レファレンス対応の手順を定めたもの(個人情報の取扱い、関係文書の保存期間、個別フォルダーの修正に係るものを含む)」である。

情報ライブラリーにいかなる機能を持たせ、どのような業務を行うのかについては、上記の通り、設立当初の埼玉県女性センター(仮称)基本構想及び埼玉県女性センター(仮称)基本計画等に見られるところである。また、情報ライブラリーが保有する図書・資料の管理システムについてのマニュアルとしては、導入されているシステム利用のマニュアルが存在している。これに対して、レファレンス業務そのものについては、特にマニュアルを定めず、図書館類似の業務として、司書を配置した上で、担当職員がこれを行っていることが認められる。また、情報ライブラリーを含む With You さいたまにおける個人情報の取扱いについては、同施設が県の施設であり、埼玉県個人情報保護条例に服することから、これによるものとされ、With You さいたま、または情報ライブラリー固有の個人情報の取扱いについて定めたものは作成されていない。

このように、情報ライブラリーのレファレンス業務そのものについて、マニュアルを設けていないのは、実施機関の説明では、同業務が図書館類似のサービスであり、同業務につき専門性を有する司書を当てているからであるとしている。

「司書」は、いわゆるライブラリアンとして、文献や参考図書についての問い合わせに応じ、利用者に図書館情報サービスを提供する専門職であり、このような業務を司書に委ねるということは、司書が司書課程において修得したこれら手順を含めて委ねることに他ならず、レファレンス業務に関する情報ライブラリーマニュアルを作成しないことは不合理ではなく、また当然でもある。

なお、個人情報の取扱いについては、埼玉県個人情報保護条例等に定めがあるが、これが、申立人が開示を求める「レファレンス対応の手順を定めたもの」のうち、個人情報の取扱い、関係文書の保存期間、個別フォルダーの修正に係るものでないことは明らかである。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大橋 真由美、尾崎 康、野村 武司

## 審議の経過

年 月 日	内 容
平成23年12月 2日	諮問を受ける（諮問第221号）
平成23年12月 2日	実施機関から開示決定等理由説明書を受理
平成23年12月19日	異議申立人から意見書を受理
平成23年12月19日	実施機関から説明及び審議（第二部会第70回審査会）
平成24年 1月23日	実施機関から説明及び審議（第二部会第71回審査会）
平成24年 2月27日	異議申立人から意見陳述聴取（第二部会第72回審査会）
平成24年 4月20日	審議（第二部会第73回審査会）
平成24年 6月 1日	審議（第二部会第74回審査会）
平成24年 6月26日	審議（第二部会第75回審査会）
平成24年 7月27日	審議（第二部会第76回審査会）
平成24年 8月24日	審議（第二部会第77回審査会）
平成25年 1月10日	答申（答申第177号）